

城里町住宅新築工事等助成金交付要綱

平成29年3月28日

告示第35号

改正 平成30年5月18日告示第62号

平成31年3月25日告示第29号

令和2年3月25日告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、本町における定住人口の増加、住宅工事の助成及び地域経済の活性化を図ることを目的に、町民等が町内の施工業者によって住宅の新築工事及び建替工事を行う場合に、当該経費の一部を助成する城里町住宅新築工事等助成金を交付することとし、その交付に関しては、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に住民登録若しくは外国人登録を有する者。又は町内に永住する目的をもって助成対象事業を行い、完了報告書を提出するまでに住民登録若しくは外国人登録をする者。（ただし、新築工事に限るものとする。）
- (2) 住宅 居住の用に供する家屋をいう。
- (3) 個人住宅 自己の居住の用に供する家屋をいう。
- (4) 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等（以下「非個人住宅」という。）の部分があり、かつ、建築物が一体として登記されている住宅をいう。
- (5) 併存住宅 建築物に個人住宅部分及び非個人住宅部分があり、かつ、区分として登記されている住宅をいう。
- (6) 工事 新築工事及び建替工事をいう。
- (7) 町内施工業者 町内に住所を有する個人事業者又は町内に本店を有する法人で工事を行うものをいう。
- (8) 取得日 所有権の保存又は移転の登記受付日をいう。

(助成対象範囲)

第3条 町長は、予算の範囲内において、町民等が町内施工業者によって工事を行う場合、若しくは下請け率が50パーセント以上の町内施工業者が工事を行う場合限り、当該経費の一部を助成するものとする。

(助成対象住宅)

第4条 助成の対象となる住宅は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町民等が町内に所有する個人住宅
- (2) 町民等が町内に所有する併用住宅（非個人住宅部分は除く。）又は併存住宅。（非個人住宅部分は除く。）
- (3) 町民等が町内に新築する住宅

(助成対象工事等)

第5条 助成の対象となる工事は、別表に掲げる工事で、かつ、町が実施する他の助成等の対象となっていない工事とする。

(申請者の要件)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 助成の対象となる住宅の所有者であり、助成対象住宅の所在地に住所を有し、居住していること。（転勤、単身赴任、入院その他やむを得ない事情により、補助対象住宅に住所を有することができない者又は居住することができない者を含む。）
- (2) 申請時において、町税、国民健康保険税（以下「町税等」という。）を滞納していないこと。
- (3) 過去にこの要綱の規定に基づく助成金の交付を受けた者でないこと。
- (4) 暴力団員である不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
- (5) その他町長が必要と認める要件を満たしていること。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、新築工事の金額が500万円以上の場合は50万円、50万円以上500万円未満の場合は10パーセントの額とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金交付の申請)

第8条 申請者は、補助対象住宅の取得日から起算して1年を経過する日の属する年度の2月末日又は、令和3年2月末日のいずれか早い日までに、住宅新築工事等助成金交付申請

書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び施工業者の町税等に未納のない証明書
- (2) 助成対象住宅の全部事項証明書の写し
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 施工前及び施工後の現場又は工事箇所の写真
- (5) 建築確認済証等（建築確認が必要な場合）の写し
- (6) 住民票抄本
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 平面図等
- (9) 工事に要した経費を納付した旨を証する書類（領収書等）の写し
- (10) 暴力団員でない旨の宣誓書（様式第3号）
- (11) 共有名義者同意書（様式第2号）（助成対象住宅が共有名義の場合のみ）
- (12) その他町長が特に必要と認める書類

2 助成金の交付申請は、1住宅につき1人限りとする。

（実地調査）

第9条 町長は、必要と認めるときは、補助の対象となった工事について、実地調査を行うことができるものとし、申請者は、この実地調査に協力しなければならない。

（助成金の額の決定）

第10条 町長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の可否をを決定するとともに、決定した内容を住宅新築工事等助成金（交付・不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（請求の方法）

第11条 前条の規定により、助成金の交付決定を受けた者は、速やかに、住宅新築工事等助成金請求書（様式第5号）により、町長に助成金を請求しなければならない。

（助成金の交付）

第12条 町長は、前条の請求があったときは、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還等）

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、住宅新築工事等助成金決定取消通知書（様式第6号）により、助成を取り消し、通知するものとし、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金を返還させるものとする。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。
 - (3) 助成金交付決定条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
 - (4) その他町長が助成金の認定を取り消すべき事由があると認めるとき。
- (権利譲渡等の禁止)

第14条 この告示による助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。
(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成29年告示第35号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第62号)

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年告示第29号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第53号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の城里町住宅新築工事等助成金交付要綱の規定によりなされた手続、決定その他行為は、なお従前の例による。

別表 (第4条関係)

新築工事，建替工事	自己の居住の用に供する個人住宅・併用住宅等の新築工事又は建替工事。ただし、50万円以上（消費税及び地方消費税を含む）のものに限る。又居住の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上であるものに限る。なお、建替工事については、既存の建物の全部を除去し、引き続きこれと用途の著しく異なる建築物を建てる場合に限る。
-----------	--

申請受付番号	—
	年 月 日

城里町長 様

(申請者) 氏 名 _____ (印)

住宅新築工事等助成金交付申請書

城里町住宅新築工事等助成金交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請者記入欄	フリガナ		生年月日	年 月 日生	
	所有者名	(印)	年 齡	歳	
	住 所	前住所	〒		
		現住所 工事対象場所	〒		
	電 話	電話() —	取得日	年 月 日	
助成金申請額 *申請後、増額の変更は出来ません。	() 円 *下記、業者の助成金申請額計算欄参照 *原則、元請業者である町内施工業者が行った工事金額等が助成金の対象となります。また、最終的に追加工事等で工事金額が増加しても、申請書提出後に助成金の額は増額されません。また、本制度の利用は1回限りですので、予め工事内容・工事金額・申請金額等、町内施工業者に十分ご確認の上、申請して下さい。				

本申請にあたり、私に関係する種々の個人情報については、本制度の手続き一切に関する限り、城里町に提供し、審査、検査、各種連絡等のために利用されることを承諾致します。
【個人情報保護法に基づく承諾】 * 申請者氏名 _____ (印) (自署押印)

【 町内元請負施工業者の記入・証明欄 】

下記のとおり関係書類を添えて、本助成に該当すること（工事内容・町内施工業者・金額等）を証明します。

町内業者の証明欄	事業所名	
	代表者名・印	(印)
	住 所	〒
	電話*日中連絡先	電話 () — — 携帯 — —

(添付書類)

- ①申請者の町税等の未納がないことの証明書（完納証明書：申請日前3箇月以内のもの）
施工業者の町税等の未納がないことの証明書（完納証明書：申請日前3箇月以内のもの）
- ②助成対象住宅の全部事項証明書の写し
- ③工事概要及びその金額の内訳がわかるもの（工事見積書等の写し）
- ④施工前及び施工後の現場又は工事箇所の写真
- ⑤建築確認等が必要な場合は建築確認済証
- ⑥申請者の住民票抄本
- ⑦工事請負契約書の写し
- ⑧平面図等
- ⑨工事に要した経費を納付した旨を証する書類（領収書等）の写し
- ⑩共有名義車同意書（助成対象住宅が共有名義の場合）
- ⑪暴力団員でない旨の宣誓書
- ⑫その他町長が特に必要と認める書類

対象工事区分に○	新築工事・建替工事	対象居住用工事面積等 非居住用工事面積等	m ² m ²
①工事総額（税込）	円		
②対象外工事金額	△ 円		
③その他制度申請金額	△ 円	(制度名)	
④差引き金額(対象工事金額)	円	①－②－③＝④	
助成金申請額 *申請後追加工事等工事金額が増えても増額されません。	円	*対象工事総額（50万円以上）×10%（千円未満切捨） 最高50万円	

暴力団員でない旨の誓約書

私は、城里町住宅新築工事等助成金交付要綱第8条の規定に基づく申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 私は、次のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員（城里町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
 - その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- 私は、本事業を申請するに当たり、暴力団の利益になると認められる行為は行いません。

年 月 日

城里町長 様

住 所

(ふりがな)
氏 名

㊟

※町では、城里町暴力団排除条例に基づき、暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

様式第3号（第8条関係）

城里町住宅新築工事等助成金に係る共有名義者同意者

年 月 日

城里町長 様

共有名義者
住 所
氏 名
電話番号

私は、城里町住宅新築工事等助成金の交付に関する一切の権限を下記の者が行うことに同意します。

記

(交付申請者)

住 所	
氏 名	
電話番号	
続 柄	

申請者 _____ 様

城里町長



住宅新築工事等助成金（交付・不交付）決定通知書

_____年 月 日付けで提出された「住宅新築工事等助成金交付申請書」を審査した結果、下記のとおり助成金を（交付・不交付）することを決定しましたので通知致します。

記

1. 助成金交付決定額

①助成金交付決定金額	円
------------	---

内訳：①助成金額＝助成対象算定基準額×10%（千円未満切捨て）
*但し、助成金の上限額は最高50万円

2. 助成金の支給要件

3. 助成金の支給方法

4. 助成金を支給しない理由

5. その他

- (1) 助成金請求書提出の際など、本通知書が必要となりますので、それまで大切に保管して下さい。
- (2) 本通知書の通知日より、速やかに助成金請求書（様式第5号）により助成金をご請求（ご提出）下さい。
- (3) ご不明な点は、まちづくり戦略課（TEL：029-288-3111）までご連絡下さい。

年 月 日

城里町長 様

住所
(申請者)

氏名 _____ 印

住宅新築工事等助成金請求書

令和 年 月 日付けで交付決定された城里町住宅新築工事等助成金を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1. 助成金交付決定通知額

①助成金交付決定通知金額	円
--------------	---

2. 助成金の振込口座（郵便局を除く）

金融機関名							
預金種目	普通預金のみ（総合口座含む・申請者本人名義のみ）						
口座番号							
口座名義人	フリガナ						
	氏名						

*申請者と同じ名義人であること。

※注意※

- ①助成金は、申請者の指定口座へ振り込みますので、振込口座はお間違えのないようご記入下さい。
- ②「交付決定通知書」の通知日より、速やかにご請求（ご提出）下さい。（郵送でも結構です）
- *請求書記入に関し不明な点がございましたら、まちづくり戦略課（TEL:029-288-3111）までご連絡下さい。

第 年 月 日
号

様

城里町長



住宅新築工事等助成金決定取消通知書

令和 年 月 日付けで決定を受けた城里町住宅新築工事等助成金の決定については、次の理由により助成の決定を取り消します。

- 1 住所
- 2 氏名
- 3 取消理由